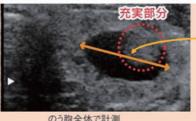
甲状腺検査 充実部分を伴うのう胞の扱い

「充実部分を伴うのう胞」は全て「結節」としている。



充実部分を含む、のう胞の全体の 大きさ(オレンジの矢印の長さ)が 結節の判定基準である5.1mm以上で あれば「B判定」となる。

のう胞全体で計測

- 「のう胞」の中に「結節」がある、「充実部分を伴うのう胞」といわれるものについては、こ の検査では全て「結節」扱いとしています。
- この場合、中にある結節ではなく、結節を含むのう胞全体の大きさを記録しています。例えば、 30mmの「のう胞」の中に3mmの結節が認められる場合、30mmの「結節」と判定され (5.1mmを超えているため) B判定となります。

甲状腺検査「よくあるご質問」 (福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト) より作成

のう胞の中には結節を伴うものがあります。県民健康調査における甲状腺検査で は、この充実部分(結節)を伴うのう胞は、全て「結節」として判定し、結節の判定 基準を適用しています。

例えば、3mmの結節を伴う30mmののう胞の場合、これを結節と判定し、「結節」 の判定基準を適用。大きさが5.1mm 以上なので B 判定として、二次検査のご案内を しています。

「のう胞」と判定されたものは、中は液体のみで良性のものです。

(関連ページ:下巻 P124「甲状腺検査 のう胞とは1)

本資料への収録日:2016年3月31日

改訂日:2021年3月31日